



チャレンジHACCP講習会(導入編)※ ～改正食品衛生法を踏まえて今から取組もう!!～

※主に食品の製造及び加工に従事する者の総数が **50人未満の事業所** 対象

講習内容

参加費無料

2018年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、公布後2年以内(1年間の経過措置期間あり)には全ての食品等事業者を対象としてHACCPに沿った衛生管理が制度化されることとなりました。一方で、日常業務を行いながら、会社全体で効率的にHACCP導入を進めることに苦慮されている企業が散見されます。

本県では、このたび、三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定に基づき本講習会を開催し、食品等事業者における効率的かつ具体的なHACCP導入に向けた取り組みのポイントを解説します。

<講習会> 13:00~16:00 (開場12:30)

- I. なぜ、HACCPに沿った衛生管理が必要なの？
- II. そもそもHACCPって何？
- III. …で、結局は何をすればいいの？(「惣菜」を例に理解を深めよう)
- IV. チャレンジHACCP(「菓子」を例に衛生管理計画等の空欄箇所(穴あき問題)に記入してみよう)

<個別相談会> 16:00~17:00

貴社のお悩み事に個別にご相談をお受けいたします (5社程度)

※「社内で使用しているマニュアル・記録様式へのアドバイスが欲しい」、「HACCPについて従業員に分かりやすく説明するにはどうすれば？」等、どんなお悩みでも構いません。お気軽にお申込みください。

会場	庄内会場	村山会場
場所	庄内町文化創造館 響ホール(大ホール) 東田川郡庄内町余目字仲谷地2802-19-68	村山総合支庁 講堂 山形市鉄砲町2-19-68
開催日時	10月8日(火) 13:00~	10月17日(木) 13:00~
定員	500名程度	100名程度
申込締切	10月1日(火)	10月10日(木)
講師	MS&ADインターリスク総研株式会社 上席テクニカルアドバイザー 笹川秋彦氏	

【お申込み先及び問い合わせ先】 山形県防災くらし安全部 食品安全衛生課 担当 大貫(おおぬき)
TEL: 023-630-2677 FAX: 023-624-8058

「チャレンジHACCP講習会」(導入編) 参加申込書

FAX: 023-624-8058

山形県防災くらし安全部 食品安全衛生課 行

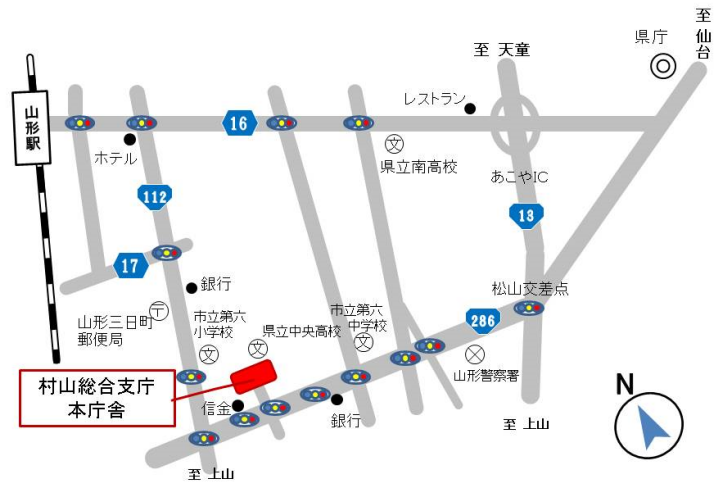
【会場案内図】

■庄内町文化創造館 響ホール (大ホール)
東田川郡庄内町余目字仲谷地2802-19-68



出典: Googleマップ

■村山総合支庁 講堂
山形市鉄砲町2-19-68



会場 / 月日

(どちらかに○を付けてください。)

庄内会場 / 10月8日

庄内町文化創造館 響ホール (大ホール)

村山会場 / 10月17日

村山総合支庁 講堂

貴社名 (業種)	所在地
(業種)	〒
TEL	FAX
-	-

【ご出席者】 (1社2名様までに限らせていただきます。)

お名前	ご所属・役職
様	
様	

【個別相談会のご希望】 (○印をご記入の上、ご相談内容を下段に記載願います。)

希望する	希望しない
------	-------

【ご相談内容】

注) ご相談内容によっては、お申込みをいただいた後に山形県またはMS & A Dインターリスク総研株式会社より
ご相談内容の確認と事前資料のご提出をお願いしますのでご了承ください。